

## 【ポスター発表】

## 市配置の婦人相談員の支援における連携

## — 困難女性支援法施行に向けた課題整理 —

○ 奈良教育大学／大阪公立大学客員研究員 岩本 華子 (6144)

増井 香名子 (日本福祉大学／大阪公立大学客員研究員・7166)

キーワード3つ：市配置婦人相談員 連携 困難女性支援法

## 1. 研究目的

女性に対する福祉的支援が大きな転換を迎えている。2022（令和4）年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、困難女性支援法）が成立し、2024（令和6）年4月に施行される。これまで売春防止法に規定され、さまざまな困難な状況にある女性に対する支援を行っていた婦人相談員は、困難女性支援法第11条に規定された「女性相談支援員」として今後もその活躍が期待されている。婦人相談員は令和4年4月1日現在、全国で1,579人（都道府県446人、市1,133人）が配置され市配置の婦人相談員は年々増加している（厚生労働省2023）。さまざまな困難な状況にある女性の人権が尊重され、安心・安全に、かつ自立した生活のためには身近な市で支援が提供されることが重要である。

女性支援に関して堀（2020）は、「婦人保護事業を中核とするが、関連法制度・諸機関との連携が不可欠である」と述べている。また原田（2013）は、DV問題への支援における婦人相談員の役割を「コーディネイター」として整理し、生活保護ワーカーや高齢者、障がい者の担当者等の関係者や関連機関との日常的な連携の重要性を述べている。増井（2019）はDV被害者支援において、加害者と同居中、一時避難中、離別後という各ステージ内をつなぐ横の連携とステージ間をつなぐ縦の連携の必要性を示している。困難女性支援法第6条にも「緊密な連携」が明記されており、今後さらに「女性相談支援員」としてスムーズな「連携」は支援を行う上で重要な要素である。そこで本研究は市配置の婦人相談員へのインタビュー調査から日常的に行われている「連携」の内実を明らかにし、困難女性支援法施行に向けた課題整理を行うことを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

市配置の婦人相談員に個別インタビュー調査を実施した。調査期間は2021年3月～2023年3月である。調査協力者は6市の婦人相談員13名である（表1）。所属は福祉部局1市、人権男女部局5市であり、6市とも配偶者暴力相談支援センター機能を有していた。

表1. 調査協力者の概要

年代（調査時）	30代：1名、40代：4名、50代：6名、60代：2名
雇用形態	常勤：3名、非常勤10名
婦人相談員経験年数（調査時）	3年未満：4名、3年以上6年未満：2名、6年以上10年未満：3名、10年以上：4名
保有資格（重複あり）	臨床心理士：2名、公認心理士：4名、産業カウンセラー：3名、教員免許：3名 社会福祉士：5名、精神保健福祉士：1名、保育士：3名、社会福祉主事：3名

インタビューでは①担当の業務内容②支援で感じる困り感③うまくいったと感じた対応・経験等を尋ねた。本研究では婦人相談員が相談者への支援で日常的に行っている「連

携」に焦点づけた。インタビューで得られた語りのうち(1)連携先、(2)連携の促進要因、(3)連携内容、(4)連携での難しさについて語られた部分を抽出し、整理を行った。

### 3. 倫理的配慮

本研究の実施にあたり日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守した。調査協力者へは文書と口頭で調査目的、内容、調査結果の公表及び公表過程で個人が特定されない等の説明を行い、調査協力の同意を文書で得た。個人情報に関するデータの取り扱いには十分に配慮した。奈良教育大学「人を対象とする研究倫理審査委員会」の承認(2020/1/10、審査番号1-12)を得て実施した。結果の公表にあたっては共同研究者から公表の許可を得ている。本発表に関するCOI(利益相反)はありません。

### 4. 研究結果

婦人相談員が日常的に行っている「連携」は各市により違いがみられた。また同じ市であっても婦人相談員によって語られた連携内容に違いが見られた。以下項目ごとに示す。

(1) 連携先として、「課内」(例：上司、複数配置されている婦人相談員等)、「庁内」(家庭児童相談、高齢、障がい、生活保護、子ども相談、住民票担当等)、「庁外」(警察、児童相談所、婦人相談所(一時保護所)、相談者の転居先自治体等)、「民間支援団体」(女性支援NPO、民間シェルター等)が語られた。(2) 連携の促進要因として、「個人のつながりの駆使」(例：前職からの顔見知り、研修等に積極的に顔を出す、お互い様の関係をめざした関わり等)、「属人的要素」(例：理解ある上司、理解ある担当者等)等の個人的要素、「物理的距離」(例：隣・歩いて数分等)、「システムとしての繋がり」(例：決まった連携ルートの存在等)、「共通言語を得る研修機会」等システムの要因が語られた。(3) 連携内容は、「課内」では「ケースの相談・共有」「チーム対応」等、「庁内」「庁外」では「同席面接」「ケース会議参加」等、「民間支援団体」とは「一時保護時や委託関係」「市役所でできない範疇の支援」等が語られた。(4) 連携での難しさとして、「人の異動で変わる連携」「相談員個人のスキル頼り」「DV(対応)への理解不足」「一方的に振られる“DV”ケース」「手を引かれる“DV”ケース」「婦人相談員への理解不足」等が語られた。

### 5. 考察

婦人相談員の日常業務における「連携」には、「課内」「庁内」「庁外」「民間支援団体」の4層があった。連携の促進要因や難しさには個人的要因とシステム要因の両者が影響を与えていた。また「職場における婦人相談員の業務への理解のなさ(中略)が業務上の困難をもたらしている」(堀 2020:63) ことも示された。今後は「連携」の違いに関わる要因整理に加えて、各層での困難さや困難解消の方策や人材養成戦略、よりよい連携システムのあり方に関する検討が必要である。

参考文献：

原田恵理子(2013)「婦人相談員による支援」高島克子編著『DVはいま一協働による個人と環境への支援—』ミネルヴァ書房,79-94.  
堀千鶴子(2020)「婦人保護事業の現在」戒能民江・堀千鶴子著『婦人保護事業から女性支援法へ—困難に直面する女性を支える—』信山社,44-77.  
厚生労働省(2023)「婦人相談員の概要」(<https://www.mhlw.go.jp/content/001082317.pdf>,2023/6/13) .  
増井香名子(2019)『DV被害からの離脱・回復を支援する—被害者の「語り」にみる経験プロセス—』ミネルヴァ書房.  
本研究は JSPS 科研費 20K02262、22H00935 の助成を受けて行った。